

## 障害児通所支援の指定申請及び運営等に関するてびき



子どもにとって一番いいことは何か、考えよう。

このてびきは、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業に関して、新規で事業所を開所し運営していくために必要なことをまとめており、事業者向けに作成したてびきです。

豊中市

令和7年（2025年）3月版

TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA

【問合せ先】 豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係  
TEL：06-6858-2360 / FAX：06-6854-9533  
E-mail：[ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp)

TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA TOYONAKA

## 目 次

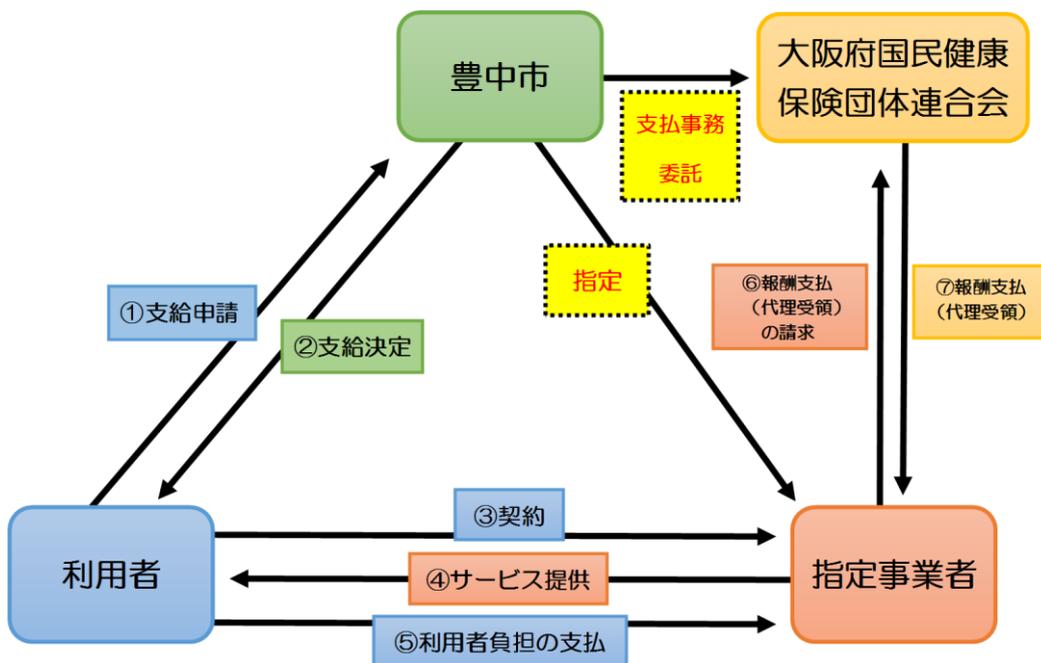
I. 障害児通所支援事業の種類と内容	2
II. 障害児通所支援の利用の仕組み	2
III. 障害児通所支援事業の指定等の基準	3
IV. 他法令の遵守について	3
V. 事前調整について（指定申請を行う前）	3
VI. 指定申請のスケジュールについて	5
VII. 書類の提出について	7
VIII. 指定基準等について	7
IX. 障害児通所支援の人員・設備基準等について	9
X. 人員・設備基準等に関する注意事項について	17
XI. 特例的な取り扱いについて	22
XII. 更新・変更・休止・廃止・その他必要な手続き	22
XIII. よくある質問	25
XIV. 人員配置に関する加算について	28
XV. 報酬区分について	32

## I. 障害児通所支援事業の種類と内容

⇒ 第二種社会福祉事業 [社会福祉法第2条第3項第2号に規定]

種類	内容	児童福祉法
障害児	児童発達支援 ・児童発達支援センター ・児童発達支援センター以外のもの	センター 第43条
		センター以外 第6条の2の2 第2項
通所	放課後等デイサービス	第6条の2の2 第4項
支援事業	居宅訪問型児童発達支援	第6条の2の2 第5項
業	保育所等訪問支援	第6条の2の2 第6項

## II. 障害児通所支援の利用の仕組み



### Ⅲ. 障害児通所支援事業の指定等の基準

障害児通所支援事業所として指定を受けるには、豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「市条例」という。）で定める基準を満たすことが必要です。サービス種類毎に、以下の3つの視点から指定基準等が定められており、指定後においても遵守する必要があります。

- 人員基準 …… 従業者の知識（経験）・技能・人員配置等に関する基準
- 設備基準 …… 事業所に必要な設備等に関する基準
- 運営基準 …… サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など事業を実施するうえで求められる運営上の基準

#### ※ 指定が受けられない場合（児童福祉法第21条の5の15第3項関係）

- ① 申請者が法人でないとき。  
→ 法人格を持たない団体は、株式会社・NPO法人等の法人格を取得する必要があります。
- ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が市条例で定める基準を満たしていないとき。（人員基準）
- ③ 申請者が、設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。  
→ 指定基準を満たす必要があります。（設備基準・運営基準）
- ④ 申請者が、指定を取り消されてから5年を経過しない者であるとき。等

### Ⅳ. 他法令の遵守について

障害児通所支援事業所として指定を受けるためには、児童福祉法や市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準の他、様々な各関係法令を遵守いただく必要があります。法令によっては指定申請前に確認しなければならない事項もあります。

また、事業者は「公的なサービス」を実施する必要があり、事業運営にあたっては、利用者からは公明正大な運営が求められるとともに、当然ながら、関係法令や各種ルールを遵守しなければなりません。そのため、事業者は常に関係法令等の十分な確認及び理解に努めてください。

### Ⅴ. 事前調整について（指定申請を行う前）

#### （1）障害児通所支援のニーズ等の確認

平成30年4月から児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、本市における障害児福祉計画に必要量を定めています（総量規制）。

#### （2）市条例に適合していることの確認

事業所の指定を受けるにあたっては、市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たす必要があります。事前協議書類を作成する際には必ずご確認ください。

#### （3）建築基準法・都市計画法に適合していることの確認

事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件を満たす必要があります。

また、延べ床面積が200㎡を超える場合は、「用途変更」が必要な場合があるため、建築審査課へ事前にご確認いただき指導に従ってください。

(4) 消防法に適合していることの確認

事業所として使用する物件については、消防法に適合しているかを市消防局へ事前にご確認いただき指導に従ってください。

(5) 浸水想定区域と土砂災害警戒区域の確認（デジタルハザードマップの活用）

事業所が浸水想定区域内である場合は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられているため、危機管理課へ事前にご確認いただき指導に従ってください。

(6) 事業所設備の安全面、衛生管理の確認

事業所は、子どもの支援にふさわしい設備・備品等を設え、事故を未然に防ぐことができるよう安全対策を講じるとともに、感染症等の予防の観点から、衛生管理の対策も徹底してください。

(7) 近隣住民等への説明

事業所の開設にあたっては、近隣住民に対して開設前の工事内容や事業内容等について、理解を得られるよう事前に丁寧な説明を行ってください。

また、自動車での送迎を予定している場合なども、事前に説明することがトラブルの防止につながります。

(8) 駐車場の確保

送迎を予定している場合は、駐車場（事業所の同一敷地内や近隣が望ましい）を確保してください。

また、路上駐車は近隣住民や他車輛等の通行の妨げになりますので、十分にご注意ください。

(9) 事業所において、利用者に昼食等を提供する場合

食事提供を予定している場合は、必ず事前に市保健所へご相談いただき指導に従ってください。

(10) その他

① 事前協議の準備にあたってご相談がある場合は、電話又はメールにてお問い合わせください。

② 事前協議前のご相談については、事業者自ら人員基準、設備及び運営基準等を必ず確認してからご相談ください。また、ご相談いただくことで指定を確約するものではありませんのであらかじめご承知おきください。

③ 事業予定物件について、当事業を実施することに適しているかなどのご相談は、当市から助言等をすることは可能ですが最終決定は事業者自らでご判断ください。

④ 事前協議のスケジュールについては、市ホームページに掲載している「障害児通所支援事業所事前協議受付スケジュール」を必ずご確認ください。

## VI. 指定申請のスケジュールについて

指定を受ける（サービス追加を含む）ためには、まず事前協議を行い、事前協議完了後に新規指定申請を行う必要があります。事前協議では、事業を行おうとする建物の改修等の前に、事業予定物件が設備基準や各種法令を遵守していることの確認、児童発達支援管理責任者就任予定者の資格・研修要件等を満たしていることなどを確認します。

事前協議完了後、「障害児通所支援事業所新規指定申請受付スケジュール」をご確認いただき、事業予定物件の改修等のスケジュールを考慮し、指定日を選択し、新規指定申請を行ってください。**指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月1日です。**

なお、事前協議及び新規指定申請の協議中において設備基準や人員基準等が満たせていない又は満たせなくなった場合や、書類の補正が完了しないなどの場合は協議期間が延びることとなりますので、予定している事業開始日から余裕を持ってご準備ください。

### 申請の手順について << 事前協議 >>

(1) 事前協議前の準備（詳細はP3「V. 事前調整について」を参照）

(2) 事前協議書類の提出（豊中市電子申込システムへの様式の登録）

事前協議書類の提出期限は、**毎月25日**となっており、事前協議書類一式を「豊中市電子申込システム」にてご提出ください。書類提出日を過ぎてから提出があった場合は、翌月提出分として取り扱います。

(3) 事前協議書類の審査・協議等

事前協議書類一式の審査にあたっては、まず**全ての必要書類が揃っていることが条件**です。そのうえで、設備基準や人員基準等を確認します。書類が揃っていない場合は、システムへの登録ができませんのでご注意ください。

なお、審査期間については、受付件数等によって時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 事前協議書類の補正（修正・差し替え等）

事前協議書類の補正については、原則メールでご案内します。

また、書類の補正だけでなく、設備等の内容を詳しく把握するために質問（確認）事項を加えてご案内しますので、補正期限内に必ずご回答ください。ご回答いただけない場合は、事前協議を完了することができませんのでご注意ください。

なお、事前協議における協議及び書類の補正等がスムーズに行われ、かつ、事業予定物件の改修等に時間を要しないなどの条件が揃っている場合、事前協議書類提出から3か月後の1日で指定するスケジュールを組むことは可能です。ただし、協議中に人員、設備及び運営基準が満たせていない場合や、書類の補正が完了しないなどのケースが多いことから、当初から最短スケジュールで計画することは推奨していません。事前調整や事前協議に要する時間を考慮し、不測の事態にも対応できるスケジュールをご準備ください。

(5) 事前協議の完了

事前協議が完了しましたら、システムから協議書類の受理完了メールを送付致します。受理完了メールの到着後から新規指定申請（本申請）の申込が可能です。※新規指定申請（本申請）は受付完了メール到着の事前協議有効期限は3ヶ月です。

## 申請の手順について << 新規指定申請（本申請） >>

### （6）新規指定申請（本申請）書類の提出

新規指定申請書類の提出日は、**指定予定日の前々月の20日**となっており、新規指定申請書類一式を「豊中市電子申込システム」にてご提出ください。新規指定申請受付スケジュールの詳細については、「障害児通所支援事業所新規指定申請受付スケジュール」をご確認ください。書類提出日を過ぎてから提出があった場合は、翌月提出分として取り扱います。

### （7）新規指定申請（本申請）書類の審査

事業の運営面に関して、事前協議書類等の内容もふまえて審査を行います。

また、当市では事前協議と本申請を別々に分けて手続きをしていることから、事前協議完了後に事業予定物件の改修等のスケジュールを考慮したうえで指定日を選択し、新規指定申請（本申請）書類をご提出ください。

書類が揃っていない場合は、受け付けすることができませんので、次月以降の申請として改めて受け付けます。

### （8）新規指定申請（本申請）書類の補正

新規指定申請書類は、**指定月の前月の10日まで**（10日が土日祝の場合はその直前の開庁日）に全ての補正が完了する必要があります。補正が完了しない場合は、原則として次月以降の申請として改めて受け付けます。

### （9）現地確認

新規指定申請の補正完了後、主に利用する児童の安全を確保するために、現地（事業所）の状況を申請内容と照らし合わせて確認します。その際、指摘事項があった場合は、事業開始までに改善を行い、改善報告書をご提出いただきます。**改善報告書が提出されない場合は、指定書を交付することができませんのでご注意ください。**

### （10）指定時研修

指定時研修は、指定を受ける前月の20日前後に開催しますので、管理者及び児童発達支援管理責任者が受講してください。書類審査完了後、ご連絡ご案内致します。

### （11）指定（毎月1日）

書類審査及び現地確認の結果、基準等を満たす事業者については指定書を交付します。

また、指定時だけでなく、事業開始後においても市条例や「障害児通所支援の指定申請及び運営等に関するてびき」を確認し、基準を遵守してください。

## Ⅶ. 書類の提出について

- (1) 事前協議に必要な書類については、「事前協議書」のチェックリストに記載されている書類をご提出ください。
- (2) 新規指定申請に必要な書類については、「添付書類一覧表（指定障害児通所支援）」に記載されている書類をご提出ください。
- (3) 各種様式については、下記の市ホームページからダウンロードしてください。

※ (1)、(2)の様式も下記のページ（QRコード）からダウンロードすることができます。

<<トップページ → 子育て・教育 → 事業者向け情報 → 発達支援・療育の事業者  
 のみなさまへ → 障害児相談支援・通所支援事業者指定申請（新規・更新・変更届等）  
 → 通所支援 → 各種様式について【指定障害児通所支援】>>



- (4) 提出書類等は2部作成し、1部は市提出用、もう1部は事業所の保管用としてください。

## Ⅷ. 指定基準等について

- (1) 指定に係る根拠法令等について

指定を受けるには、児童福祉法をはじめ市条例等で定める指定基準を満たすことが必要であり、この他にも、厚生労働省から発出される各種通知等についても、当事業を実施するうえで事業者として把握する必要がありますので必ずご確認ください。

条 例	
豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年豊中市条例第15号） ※以下の省令等を基にして、市条例を制定	
基 準	省 令 ・ 告 示
指定基準	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
最低基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
報酬算定基準	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）

- (2) 多機能型事業所について（複数の事業を一体的に行うもの）

### 【多機能型の形態】

- ① 「障害児通所支援」と「障害福祉サービス」との多機能型

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

- ② 「障害児通所支援」の多機能型事業所

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

(3) 特例によらない多機能事業所について

管理者を除く従業者（児童発達支援管理責任者・最低人員基準上必要な従業者）を、児童発達支援及び放課後等デイサービスにそれぞれ専従で配置し、なおかつ、発達支援室を専用で設置（30㎡以上の発達支援室×2）することが必要です。また、従業者の配置基準は、サービス提供単位ごとに利用する子どもの数に基づく設定が必要です。  
 ※これらを満たした場合、「定員が20名であっても、請求上の定員区分は児童発達支援及び放課後等デイサービスそれぞれ【10名以下】」として、請求が可能です。

A. 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス

B. サービス提供単位の考え方

ー又は複数の障害児に対して、同時一体的に提供される支援を一の単位とする。

(具体例)

ア 午前と午後とで別の障害児に対してサービスを提供する場合

イ 同一事業所内で同時に2クラスの児童発達支援を提供する場合



C. 人員配置の考え方

**複数単位を設置する場合は**、それぞれの単位ごとに人員基準を満たす必要がある。

D. 児童発達支援管理責任者に関する指定要件

サービス種類ごとに1名配置（常勤専従）

※ 多機能型事業所内の児童発達支援管理責任者同士の兼務は可能

E. 障害児通所給付費

原則、事業所全体の定員規模により算定する。

(4) 定員設定について

	主たる対象者	
	重症心身障害児以外	重症心身障害児
児童発達支援	10名	5名
放課後等デイサービス	10名	5名
保育所等訪問支援	定員なし	定員なし
居宅訪問型児童発達支援	定員なし	定員なし
多機能型（障害児通所支援のみ）	<b>全体で10名</b>	<b>全体で5名</b>
多機能型（障害福祉サービス含む）	全体で20名以上の場合 障害児通所支援は5名	全体の人数に関わらず 障害児通所支援は5名

※障害福祉サービスを含む多機能型であり、障害児通所支援の定員が5名の設定であっても、必要職員数は10名定員と同様の配置が必要です。また、10名定員と同様の面積基準や設備が必要です。

## IX. 障害児通所支援の人員・設備基準等について

### (1) 人員配置基準

#### ■ 管理者

責 務	①事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ②事業所の従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
従事要件	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。

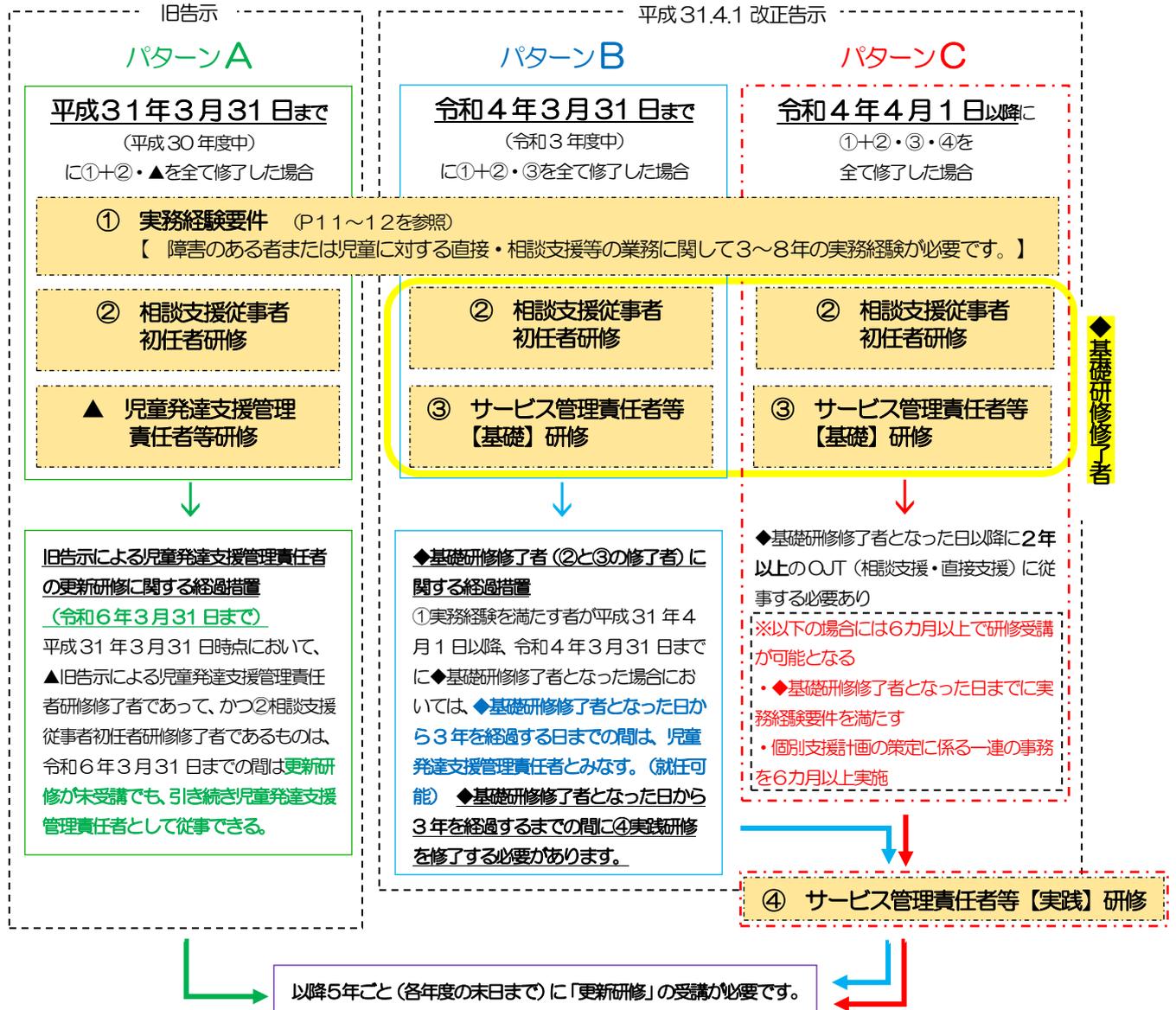
#### ■ 児童発達支援管理責任者

配 置	常勤1人以上
責 務	下記の「業務」を行うこと。 ①障害児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障害児又は保護者に対し、必要な助言その他の援助を行うこと。 ②他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
資格要件	<b>P10~12【児童発達支援管理責任者の資格要件について】を参照。</b>
業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通して通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</li> <li>アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</li> <li>アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</li> <li>個別支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</li> <li>個別支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。</li> <li>個別支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。</li> <li>個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該個別支援計画の変更を行うものとする。</li> <li>モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接し、その結果を記録すること。</li> </ul>

# 児童発達支援管理責任者の資格要件について

P25「よくある質問」も必ずご確認ください。

児童発達支援管理責任者は、下記（パターンA・B・C）のいずれかの要件を全て満たした場合、就任が可能です。



## ◆基礎研修修了者とは？

○基礎研修修了者とは、「②相談支援従事者初任者研修」及び「▲児童発達支援管理責任者等研修」又は「③サービス管理責任者等【基礎】研修」の両方の研修修了者です。なお、「基礎研修修了者となった日」とは、受講が必要な両方の研修のうち、修了日が後の日付のものです。

○常勤の児童発達支援管理責任者の配置が1人以上必要な事業所で、常勤の児童発達支援管理責任者を1人以上配置している場合は、「◆基礎研修修了者」を2人目の児童発達支援管理責任者として配置し、通所支援計画の原案作成の業務を行わせることができます。

## 要件確認にあたっての注意事項 》 パターンA・B・Cの各期間にまたがって研修を受講する場合

「基礎研修修了者となった日」がいつかを基準に、パターンA・B・Cのいずれになるかを判断してください。

(例1) 「▲児童発達支援管理責任者等研修」修了者が、平成31年4月1日~令和4年3月31日の間に「②相談支援従事者初任者研修」を修了した場合 → パターンB

(例2) 令和4年3月31日までに「③サービス管理責任者等【基礎】研修」を修了し、令和4年4月1日以降に「②相談支援従事者初任者研修」を修了した場合 → パターンC

## 【留意事項】

▲: 平成18年から平成24年3月までの間にサービス管理責任者研修の各分野(いずれの分野でも可)を修了、もしくは、平成24年から平成31年3月までの間に児童発達支援管理責任者研修を修了していること。

○実務経験要件については、指定申請時又は児童発達支援管理責任者の変更時には、実務経験証明書により証明してください。

※ 実務経験年数を満たしていない場合は、児童発達支援管理責任者として配置することができませんのでご留意願います。

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について

要件（以下のA～Cのいずれかを満たしていること。）

- A. イ及びロの期間が通算して5年以上、かつ、ハの期間を除外した期間が3年以上であること。
- B. ニの期間が通算して8年以上、かつ、ホの期間を除外した期間が3年以上であること。
- C. イ、ロ、ニを通算した期間から、ハ、ホを除外した期間が3年以上、かつ、ハの期間が通算して5年以上であること。

イ：相談支援の業務

下記の「1～6」に掲げる者が、 <b>相談支援</b> の業務（下記の対象者及び業務）に従事した期間	
★対象者：身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者、又は児童	
★相談支援業務：上記の対象者に対して日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	
要件A：イ及びロの期間が通算して5年以上、かつ、ハの期間を除外した期間が3年以上であること。	
1	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
2	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
3	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
4	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
5	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
6	病院、診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、ハの有資格者、イの「1から5」までの従事期間が1年以上に限る。）、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者

ロ：直接支援の業務

- ①社会福祉主事任用資格者 ②訪問介護員2級以上に相当する研修修了者 ③保育士 ④児童指導員任用資格者
- ⑤精神障害者社会復帰指導員

下記の「7～11」に掲げる者であって、上記①から⑤に該当する者が、 <b>直接支援</b> の業務（下記の対象者及び業務）に従事した期間	
★対象者：身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者、又は児童	
★直接支援業務：入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して、介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援並びにその訓練等を行う者に対して、訓練等に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務	
要件A：イ及びロの期間が通算して5年以上、かつ、ハの期間を除外した期間が3年以上であること。	
7	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
8	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業（以下「老人居宅介護等事業」という。）の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
9	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
10	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
11	学校教育法に規定する学校（大学を除く）の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者

## ハ：「口の①～⑤」である者の【老人福祉・介護老人保健施設等】での相談・直接支援の業務

以下 a、b の期間を合算した期間

- a 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設（特別養護老人ホーム）、地域包括支援センター（その他これらに準ずる施設）の従業者（これらに準ずる者）が、相談支援の業務（その他これらに準ずる業務）に従事した期間
- b 老人福祉施設、介護老人保健施設（特別養護老人ホーム）、療養病床関係病室（その他これらに準ずる施設）の従業者、老人居宅介護等事業（その他これらに準ずる事業）の従業者、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所（その他これらに準ずる施設）の従業者であって、「口の①～⑤」である者が直接支援の業務に従事した期間

## ニ：「口の①～⑤」でない者の直接支援の業務

要件B : 二の期間が通算して8年以上、かつ、ホの期間を除外した期間が3年以上であること

口の「7～11」に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者・訪問介護員2級以上に相当する研修修了者・保育士児童指導員任用資格者・精神障害者社会復帰指導員（「口の①～⑤」）のいずれでもない者が直接支援の業務に従事した期間

## ホ：「口の①～⑤」でない者の【老人福祉・介護老人保健施設等】での直接支援の業務

老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室（その他これらに準ずる施設）の従業者、老人居宅介護等事業（その他これらに準ずる事業）の従業者、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所（その他これらに準ずる施設）の従業者であって、「口の①～⑤」でない者が直接支援の業務に従事した期間

## ヘ：国家資格に係る業務

要件C : イ、ロ、ニを通算した期間から、ハ、ホを除外した期間が3年以上かつ、への期間が通算して5年以上であること。

※「下記の当該資格に係る業務」に従事した期間と、「イ・ロ・ニ」に従事した期間が重複している場合でも、どちらも通算することが可能です。（例：ハを除外した「口の直接支援業務」の経験が5年以上あり、そのうち3年以上が「下記の資格に基づく当該資格に係る業務」であれば、8年以上の実務経験ではなく、当該5年以上の実務経験のみで要件を満たすことになります。）

下記の資格に基づき「当該資格に係る業務」に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

★対象者のうち「児童」とは、児童福祉法第4条第1項に規定する児童（18歳未満）のことをいいます。（障害の有無は問いません。）

★学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校をいいます。

### ※実務経験を証明する際の従事期間と日数について、ご注意ください。

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものです。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいいます。

なお、産休・育休期間については、従事期間には算定できるが、勤務日数としてはカウントできません。

（例） 実務経験証明書のうち、

・「業務に従事した期間」⇒ 平成25年4月1日～令和2年6月30日（7年3ヶ月）

・「従事日数」⇒ 800日

上記の場合、従事期間は要件を満たしていても、従事日数が足りないため、児童発達支援管理責任者の実務経験要件を満たしたことはありません。

## ■ 児童指導員

### 資 格 要 件

次のいずれかに該当する者

- ① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② **社会福祉士**の資格を有する者
- ③ **精神保健福祉士**の資格を有する者
- ④ 学校教育法の規定による**大学**（短期大学を除く）の**学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者**（専門職大学の前期課程修了者は含まない）
- ⑤ 学校教育法の規定による**大学**（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥ 学校教育法の規定による**大学院**において、**社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者**
- ⑦ 外国の大学において、**社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者**
- ⑧ 学校教育法の規定による**高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者**、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、**2年以上児童福祉事業（下記※）に従事したもの**
- ⑨ 学校教育法の規定により、**幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者**であって、都道府県知事が**適当と認めたもの（養護教諭は含まない）**
- ⑩ **3年以上児童福祉事業（下記※）に従事した者**であって、**豊中市が適当と認めたもの**

#### ※ 児童福祉事業とは？

- ・児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設  
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- ・同法第12条の児童相談所における事業
- ・同法第6条の2の2に規定する事業  
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、及び障害児相談支援事業
- ・同法第6条の3に規定する事業  
児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業

※実際に業務に従事した日数は、**1年あたり180日**以上とする。（業務内容は直接支援業務に限る。）

（例）実務経験2年・・・従事期間2年以上かつ、従事した実日数360日以上が必要

// 3年・・・従事期間3年以上かつ、従事した実日数540日以上が必要

## ■ 機能訓練担当職員

配 置	主に重症心身障害児が通所する事業所で、機能訓練を行う時間帯に配置が必要 ※ 主に重症心身障害児が通所する事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。
資 格 要 件	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員
業 務	指定通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。 ※ 特別支援加算を算定する際に配置が必須。
<b>資 格 要 件</b>	
<b>【心理担当職員】</b> 次のいずれも満たす者 ① 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない） ② 個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 ※①②をいずれも満たす者とは原則、臨床心理士・臨床発達心理士・公認心理士の資格を有する者とする。 ※①②を上記有資格者以外で満たす場合には、上記有資格者等と同等以上の能力を有することが求められます。各種証明書類等をご準備ください。なお、大学の心理学部の卒業のみでは認められません。	

※**資格証（写し）**や**実務経歴証明書**などの資格要件が確認できる書類が必要です。

## ■ 看護職員

配 置	主に重症心身障害児が通所する事業所において、営業時間帯を通じて1人以上の配置が必要
職 種 (資格要件)	保健師、助産師、看護師、准看護師

※**資格証（写し）**や**実務経歴証明書**などの資格要件が確認できる書類が必要です。

### 【用語の定義】

#### ■ 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。以下同じ。）に達していること。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（多機能型）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。（事前にご相談ください。）

#### ■ 「常勤換算」

事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の員数に換算することをいう。

#### ■ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、各サービスの提供時間帯を通じて当該支援以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(2) サービス別の指定基準等

① 児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービス

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

《対象》

【児童発達支援】療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

【放課後等デイサービス】学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

※主として重症心身障害児以外が通所する事業所

		職種名	必要員数・配置要件
人員基準	従業者  (注) 従業者のうち半数以上は、児童指導員又は保育士の配置が必要です。	児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1人以上（うち1人以上専任かつ常勤）</li> <li>◆業務上支障がない場合は、管理者との兼務は可</li> <li>◆児童発達支援管理責任者の資格要件については、P10を参照</li> </ul>
		児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1人以上は常勤（営業時間帯を通じて1人以上の配置が必要）</li> <li>◆障害児の数に応じて、当該支援を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供にあたる者の合計数は、次の数以上とすること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児の数が10人まで2人以上</li> <li>・障害児の数が10人を超えるときは、2人に加えて、障害児の数が10を超えて5、又はその端数を増すごとに、1を加えて得た数以上</li> </ul> </li> <li>◆児童指導員の資格要件については、P13を参照</li> </ul>
		看護職員  (注) 医療的ケアを必要とする障害児を受け入れる場合のみ	<p>医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員の配置が必要ただし、次のいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、医療的ケアを行わせる場合</li> <li>◆喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合、又は特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合</li> </ul>
		機能訓練担当職員	日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を必要に応じて配置が必要
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は、児童発達管理責任者との兼務が可能)	
設備基準	発達支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆療育に必要な機械器具等を備えること。</li> <li>◆豊中市のルールとして、定員10人の場合30㎡以上（1人あたり30㎡以上）を確保すること。（重心型の場合は、定員が10人未満でも30㎡以上）</li> </ul>	
	その他必要な設備及び備品等	◆相談室、事務室、静養室（静養スペース）、手洗い設備、トイレ	
	事業所設置における注意事項	◆障害児及び保護者が安心して利用できるよう、衛生管理（日照、採光、換気等）、安全対策（段差解消、扉の指づめ防止等）に配慮された事業所とすること。	
	その他	◆専ら当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの事業の用に供すること。（支援に支障がない場合は共用可）	

※主として**重症心身障害児**が通所する事業所

人員基準	職種名		必要員数・配置要件
	従業者	児童発達支援管理責任者	
児童指導員又は保育士		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1人以上（営業時間帯を通じて1人以上の配置が必要）</li> <li>◆児童指導員の資格要件については、P13を参照</li> </ul>	
看護職員		◆1人以上（営業時間帯を通じて1人以上の配置が必要）	
嘱託医		◆1人以上	
機能訓練担当職員		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1人以上（機能訓練を行う時間帯のみの配置でも構わない）</li> <li>◆日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員配置が必要</li> </ul>	
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は、児童発達管理責任者と兼務が可能）		
設備基準	発達支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆療育に必要な機械器具等を備えること</li> <li>◆豊中市のルールとして、定員10人の場合30㎡以上（1人あたり3.0㎡以上）を確保すること（重心型の場合は、定員が10人未満でも30㎡以上）</li> </ul>	
	その他必要な設備及び備品等	◆相談室、事務室、静養室（静養スペース）、手洗い設備、トイレ、入浴設備	
	事業所設置における注意事項	◆障害児及び保護者が安心して利用できるよう、衛生管理（日照、採光、換気等）、安全対策（段差解消、扉の指づめ防止等）に配慮された事業所とすること	
	その他	◆専ら当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可）	

② 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

《対象》

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設（放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設）に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

人員基準	職種名		必要員数・配置要件
	従業者	児童発達支援管理責任者	
訪問支援員		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆訪問支援を行うために必要な数</li> <li>障害児支援に関する知識及び概ね半年以上の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等で、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を持つ者</li> </ul>	
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は、児童発達管理責任者と兼務が可能）		
設備基準	専用の区画	専用の事務室	◆専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない
		受付、相談等のスペース	◆利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品</li> <li>◆手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮</li> <li>◆専ら当該居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可）</li> </ul>	

### ③ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。

《対象》

児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児

人員基準		職種名	必要員数・配置要件
人員基準	従業者	児童発達支援管理責任者	◆1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上）
		訪問支援員	◆事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士の資格の取得後、または児童指導員もしくは心理指導担当職員（心理担当職員）として配置された日以後、障害児について3年以上直接支援業務（※）に従事した者
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は、児童発達管理責任者と兼務が可能）	
設備基準	専用の区画	専用の事務室	◆専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない
		受付、相談等のスペース	◆利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保
	その他	◆指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 ◆手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮 ◆専ら当該居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可）	

※直接支援業務：入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。

### 人員基準に関する注意事項

※人員基準配置を満たせないことによる返還事例が発生しています。最低基準ぎりぎりでの運用は基準違反を起こす恐れがありますので、十分にご注意ください。

#### 【例1】基準が満たせる配置例

定員：10名、営業日：月～土、営業時間：8h、◎常勤 ○非常勤 ※職員は営業時間を通じて配置

	月	火	水	木	金	土
利用者総数(名)	10	10	10	10	10	10
配置必要数(実績)	2	2	2	2	2	2
児童指導員	◎	◎	◎		◎	◎
児童指導員	○	○		○	○	
保育士		○	○	○		○
職員配置数(実績)	2	3	2	2	2	2

利用者総数に対して配置が適正かをご確認ください。

配置必要数(実績) ≤ 職員配置数(実績) となるよう配置してください。

【例2】基準が満たせない配置例

定員：10名、営業日：月～金、営業時間：8h、◎常勤 ○非常勤 ×有給 ※職員は営業時間を通じて配置

		月	火	水	木	金
利用者総数(名)		10	10	10	10	10
配置必要数(実績)		2+1	2+1	2+1	2+1	2+1
児童指導員	基準	◎	◎	◎	有(×)	◎
児童指導員	基準	○	○	○	○	○
保育士	加配		○		有(×)	
保育士	加配	○		○		○
職員配置数(実績)		3	3	3	1	3

- (1) 基準配置の職員について、有給休暇等は配置とはなりません。有資格者による代替職員を配置してください。  
 (2) 加配加算等の算定対象の職員については、常勤職員であれば有給休暇が適用されます。ただし、非常勤職員の有給休暇は配置としてみなせません。

☝ (1) (2) いずれの場合においても、当該月は加配加算等を算定できません。

【例3】基準を満たさない配置例

定員：10名、営業日：月～土、営業時間：8h、◎常勤 ○非常勤 △兼務 ※職員は営業時間を通じて配置

		月	火	水	木	金	土
利用者総数(名)		10	10	11	10	10	10
配置必要数(実績)		2	2	3	2	2	2
児童指導員	△	△	△			△	△
児童指導員	○	○		○			
保育士		○	○			○	
保育士	○				○		○
運転手	△	△	△			△	△
職員配置数(実績)		2	3	2	2	2	2

- (1) 水曜日の利用者総数が10名を超過しています。定員の超過は条例違反です。  
 災害、虐待その他やむを得ない事情を考慮した結果である旨を証明する記録を保管してください。  
 (2) やむを得ず定員を超過した場合について、配置必要数よりも実際の配置人数が少なくなっています。  
 (3) 常勤職員の配置がありません。1名以上は常勤職員を配置してください。

☝ (2) (3) は人員基準の違反となりますので、当該月は加配加算等を算定できません。

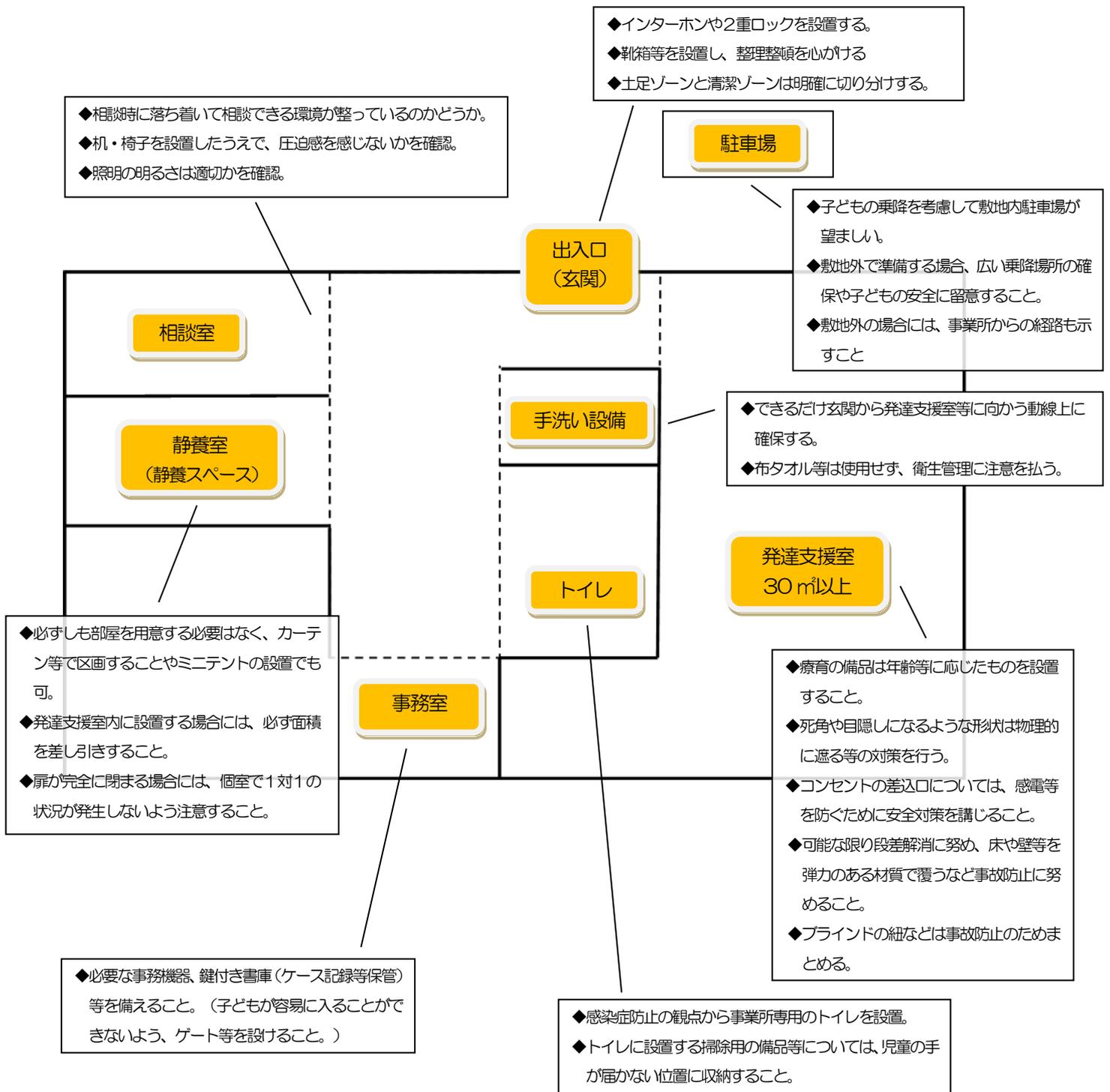
- ※1 管理者及び児童発達支援管理責任者を除く従業者の配置については、営業時間を通じて配置する必要があります。  
 ※2 看護職員及び機能訓練担当職員については、指定通所支援の提供を行う時間帯を通じて専ら指定通所支援の提供に当たる場合、非常勤職員であっても基準配置に含めることが可能です。ただし、児童指導員又は保育士の合計数に含める場合であっても、半数以上は児童指導員又は保育士でなければなりません。

## 設備基準に関する注意事項

- ※1 発達支援室は、定員10名の場合に30㎡以上の床面積が必要です。これは、就学前児童が通所する児童発達支援センターにおいて発達支援室の最低基準の床面積が子ども1人当たり2.47㎡以上、遊戯室の床面積が子ども1人当たり1.65㎡以上必要とされていることから、子どもの安全への配慮や、個別・集団と日ごとに様々な療育が展開されることを鑑みて、「定員1人当たり3㎡以上」は必要との判断によるものです。
  - ※2 発達支援室が2部屋に分かれている場合、基本的には、発達支援室として1部屋で30㎡以上の広さが望ましいですが、2部屋に分かれていても一体的な指導訓練の実施が可能であることや、子どもの特性等を考慮し、小グループに分かれて指導訓練する等の理由により認める場合があります。この場合、次の項目を満たす必要があります。
    - a) それぞれの部屋で利用できる人数は、延べ床面積を30㎡で割った人数のみ利用すること。
    - b) 児童の安全面を考慮し、最低2名の人員基準に1名の従業員を加え配置をすること。
- 【注】2部屋に分かれていなくても、L字型など死角が生じる形状の場合は、最低限の人員基準に1名の従業員を加えた体制をとること。
- ※3 相談室については、相談内容が他の利用者等に聞こえないよう、プライバシー保護の観点からパーティション等で区切り設置すること。
  - ※4 事務室については、必要な事務機器、鍵付き書庫（ケース記録等保管）等を備えること。また、子どもが容易に入ることができないよう、ゲート等を設けること。
  - ※5 静養室（静養スペース）については、子どもの体調が悪いときや他の子どもからの刺激を遮断するために、布団（ベッドの設置）や畳敷き等、安静に休息・静養できる設備やスペースを設けること。
  - ※6 手洗い設備については、事業所に入る際の手洗いやうがい、食事（おやつ）前の手洗いでの利用が想定されるため、トイレ内の手洗い設備とは別に設置してください。
  - ※7 トイレについては、感染症等の感染防止の観点から事業所で占有できるトイレを設置すること。（他の施設と共用の場合、衛生管理の観点（清掃のタイミングや頻度、設備・備品の設置等）や、トイレ利用時には必ず付添いが必要になることで発達支援室の人員が少なくなる懸念があり、子どもの支援に支障が生じる可能性があることから、事業所専用のトイレの設置をお願いします。）
  - ※8 子どもや保護者が安心して利用できるよう、可能な限り段差（階段を含む）解消に努めること。その他、扉の指づめ防止カバーの設置やドアクローザーの設置、階段への手すりの設置、転落防止の対策での滑り止めの設置等の各種安全対策に努めること。  
また、発達支援室内だけではなく、子どもが行動する範囲において、角張っている箇所（床や壁等）を弾力のある材質で覆う等、ケガ防止に努めること。
  - ※9 発達支援室内だけではなく、子どもが行動する範囲に設置されているコンセントの差込口については、感電防止策としてコンセントカバーを設置するなど安全対策に努めること。
  - ※10 2階以上に事業所を設置する場合については、階段踊り場等に柵を設置することや窓に2重ロックを設置するなど転落防止に努めること。
  - ※11 事業所の出入口については、不審者対策の観点からインターホン（カメラ付き）や防犯カメラ等の設置に努めること。
  - ※12 事業所玄関又は勝手口、その他人の出入りが可能な窓等には、2重ロックその他子どもの離脱等を防ぐための安全対策に努めること。

◆事業所レイアウトについて

事業所の居室・設備をご検討いただく際のレイアウト例となります。必要最低限の居室・設備を記載していますので、事前協議・新規指定申請書類作成時にご活用ください。

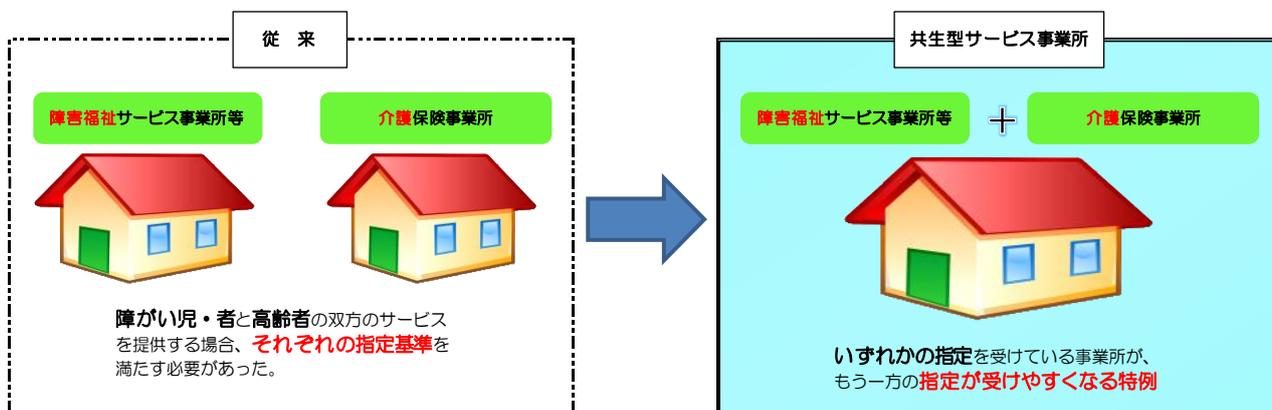


事業所レイアウト時における留意事項（居室全体の共通事項）

- ◆消火器等はできる限り児童の手の届かない場所（事務室内等）に設置すること。（消防署へご相談ください。）
- ◆扉の指づめ防止カバー、階段に手すり、滑り止めを設けるなど安全対策に努めること。
- ◆2階以上に位置する事業所については、階段・窓等へ転落防止の対策を行うこと。
- ◆棚やくつ箱等は、転倒防止の対策を講じること。
- ◆最終的には平面図と整合性のとれた状態のカラー写真をご提出ください。

### (3) 共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス

- 【支援の概要】
- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの指定を受けている事業所において、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う。
  - ・介護保険法に基づく居宅サービス及び地域密着型サービス並びに介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定を受けている事業所において、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う。



#### 共生型サービス概要一覧

共生型サービスの種別	共生型の指定が受けられる既存の事業所	
	介護保険事業種別	障がい福祉サービス事業等種別
共生型居宅介護 共生型重度訪問介護	訪問介護	-
共生型生活介護	通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護(通い) 看護小規模多機能型居宅介護(通い)	児童発達支援 放課後等デイサービス
共生型自立訓練(機能訓練) 共生型自立訓練(生活訓練)		-
共生型児童発達支援 共生型放課後等デイサービス		生活介護
共生型短期入所	(介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊) 看護小規模多機能型居宅介護(宿泊)	-

- ・指定通所事業者等が、共生型障害児通所支援を行う場合、「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として、事業所の指定申請に基づき指定します。
- ・共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することが想定されているため、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合は、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たす必要があります。
- ・障害児入所施設やその他関係施設から、子どもの支援を行ううえで、必要な技術的支援を受けている必要があります。

## X. 特例的な取り扱いについて

### 《主たる対象を重症心身障害児とする通所支援の形態について》

重症心身障害児者を主たる対象とする通所支援については、小規模な実施形態や児者一貫した支援が適切であることから、特例的な取扱いが整備されています。（下記参照）

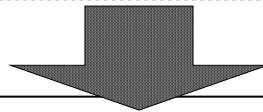
#### 【 特例的な取り扱い 】

「障害児通所支援事業」と「障害福祉サービス事業」を一体的に実施することが可能です。

児童発達支援  
放課後等デイサービス等  
【重症心身障害児型】

障害福祉サービス等

- ① 定員は、児・者で区分しない
- ② 児童指導員・保育士を生活支援員に読み替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可とする
- ③ 「主として重症心身障害児を対象とする障害児通所支援」と「障害福祉サービス」との多機能の場合、最低定員の設定は5人以上から可とする
- ④ 「主として重症心身障害者を対象とする生活介護」との多機能の場合、全ての事業を通じて最低定員の設定は5人以上とする



児者一貫した支援の確保

- ◆ 人員配置に関する特例
  - ①児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者の兼務が可能
  - ②児童指導員又は保育士と生活支援員の兼務が可能

項目	児童発達支援	放課後等デイサービス	生活介護
管理者	1名		
嘱託医	1名		
従業者	児童指導員又は保育士	1名以上	生活支援員 看護職員 理学療法士又は作業療法士（実施する場合）
	看護職員	1名以上	
	機能訓練担当職員	1名以上	
	※常勤要件は課されていないが、営業時間を通じて専従であることが必要 ※機能訓練担当職員は、機能訓練を行う時間帯のみの配置でも可		※上記職員の総数は、障害程度区分ごとに規定
	児童発達支援管理責任者	1名	サービス管理責任者 1名

- ◆ 設備に関する特例 ⇒ 発達支援室の他、必要な設備を兼用とすることが可能

## XI. その他必要な手続き

### (1) 指定更新について

指定障害児通所支援事業所の指定の有効期間は、指定の日から6年間となっており、更新には指定の有効期間満了日（指定の有効期間が満了となる月の月末）までに所定の手続きが必要です。手続きの詳細については、下記の市ホームページをご確認ください。

トップページ → 子育て・教育 → 事業者向け情報 → 発達支援・療育の事業者のみなさまへ → 障害児相談支援・通所支援事業者指定申請（新規・更新・変更届等） → 通所支援 → 指定更新の申請について（ページ番号：370605817）



### (2) 指定内容の変更・加算に関する変更手続きについて

指定内容の変更届出、加算に関する変更届出及び廃止・休止・再開にかかる届出にはそれぞれ提出期限が定められています。手続きの詳細については、下記の市のホームページをご確認ください。

トップページ → 子育て・教育 → 事業者向け情報 → 発達支援・療育の事業者のみなさまへ → 障害児相談支援・通所支援事業者指定申請（新規・更新・変更届等） → 通所支援 → 指定内容の変更手続きについて（ページ番号：219652863）



#### ◆加算に関する変更

変更事項		事前協議	提出期限	提出方法
加算に関する変更	増額	不要	算定しようとする月の前月15日までに届出 ⇒ 翌月1日から算定	電子申込システム
	減額		変更後速やかに届出 ⇒ 事由発生年月の月初（1日）から算定	

障害児（通所・入所）給付費算定に係る届出については、新たに加算を算定する場合は前月の15日までに届け出ることや加算の要件を満たさなくなった場合は速やかに届け出ることと規定されています。

#### ◆加算以外に関する変更

変更事項	事前協議	提出期限	提出方法
事業所の所在地を変更（移転）	必要	事前協議を経たうえで、前月15日までに届出	電子申込システム
設備概要・建物の構造の変更			
単位数の追加（児発・放デイ）			
主たる対象者の変更	不要	変更日から10日以内	
上記以外の変更事項		変更日から10日以内	

指定内容の変更については、児童福祉法の規定により、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、変更後10日以内にその旨を指定権者に届け出なければならないとされています。

◆休止・再開・廃止に関する届出

変更事項	届出が必要な場合	提出期限	提出方法
休止	職員の急な退職等によって、一時的に事業者としての要件を満たさなくなった場合で、かつ事業継続の意思を有する場合	休止する日の <b>1か月前まで</b>	電子申込システム
再開	休止届を提出した事業者が、事業を再開する場合	再開する月の <b>前月15日まで※</b>	
廃止	事業を廃止する場合	廃止する日の <b>1か月前まで</b>	

指定を受けた事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1か月前までに届け出ることとされておりますので、各種手続きに関しては期限を厳守してください。

※事業を休止・廃止・再開する前には必ず事前相談をお願いします。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算等に関する届出について

処遇改善加算は、平成24年に障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものです。

【新規】・・・電子申込システムによる受付（提出期限は、算定を開始する**2か月前の末日まで**）

【変更（増額）】・・・前月15日まで（電子申込システム）

【継続】・・・毎年2月～4月中旬ごろまでに「翌（当）年度の計画書」を提出（電子申込システム）

【実績報告】・・・毎年7月末までに「前年度の実績報告書」を提出（電子申込システム）

手続き等の詳細については、下記の市ホームページをご確認ください。

トップページ → 子育て・教育 → 事業者向け情報 → 発達支援・療育の事業者のみなさまへ → (元号)●年(●●●●年度)福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について (ページ番号: 793108110)



※福祉・介護職員処遇改善加算等については、事業主が福祉・介護職員の資質向上や雇用管理の改善をより一層促進し、福祉・介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、福祉・介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、福祉・介護職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好循環を生み出していくことが重要であることなど、基本的な考えが国から示されています。

(4) 障害福祉サービス等情報公表制度について

障害福祉サービス等情報公表制度は、利用者個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するため、児童福祉法の改正により創設され、平成30年4月に施行されました。

これにより、豊中市内の指定事業者は、豊中市に対して障害福祉サービスの内容等を報告するとともに、市は事業者から報告された内容を公表する義務があります。制度等の詳細については、下記の市ホームページをご確認ください。

トップページ → 子育て・教育 → 事業者向け情報 → 発達支援・療育の事業者のみなさまへ → 障害福祉サービス等情報公表制度について (ページ番号: 959760297)



(5) 自己評価結果等の公表について

市条例に基づき、事業者は、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける自己評価及び保護者評価を行い、その結果と改善内容を公表することが義務付けられています。

また、平成30年度の報酬改定により、自己評価結果等未公表減算が創設され、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について指定権者に届出がない場合、減算が適用されることとなります。新規指定を受けた事業者については、指定後1年以内に、自己評価・保護者評価を実施及び公表し、豊中市へ届出をしてください。制度等の詳細については、下記の市ホームページをご確認ください。

トップページ → 子育て・教育 → 事業者向け情報 → 発達支援・療育の事業者のみなさまへ  
 → 自己評価結果等の公表及び届出について (ページ番号：405825042)



## XII. よくある質問

### (1) 人員基準

#### ◆児童発達支援管理責任者

No	質問	回答
1	やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、配置について1年間の猶予期間があるが、やむを得ない事由とは具体的にどのようなものか。	やむを得ない事由については、次のとおりです。 ① 児童発達支援管理責任者が急死、事故、病気等により勤務不可となった場合 ② 児童発達支援管理責任者が自己都合等で退職した場合 ③ 災害等により研修が中止になった場合、または申し込みが外れて期間内に受講できなかった場合 ※やむを得ない事由であるかどうかを確認するために「理由書」の提出を求める場合があります。
2	普通学校や幼稚園における実務経験も含まれるか。また、児童発達支援管理責任者として勤務してきた年数も含まれるか。	実務経験として算入できます。
3	医師、看護職員としての経験年数は、実務経験に含まれるか。	医師、看護職員として病院や訪問看護ステーション等において障害児及び児童を直接支援した場合にあっては、その経験年数が実務経験として算入できます。
4	指定申請の際に提出する実務経験証明書の証明はだれがどのように行うのか。	証明する業務に従事していたときの法人（現代表者）が業務内容や勤務日数を証明します。

#### ◆児童指導員

No	質問	回答
1	認可外保育施設での経験は児童福祉事業に従事した期間として認められるか。	実務経験として算入できます。（児童福祉事業の詳細については、P13参照）
2	大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者以外でも、児童指導員として認められるか。	社会福祉学・心理学・教育学・社会学を専攻、専修もしくは当該コースを卒業している場合は、履修内容によって認める場合がありますので、事前に成績証明書等の詳細を確認できる書類をご提出ください。 なお、当該科目を履修や単位を取得しているだけでは認められませんのでご注意ください。

◆機能訓練担当職員

No	質問	回答
1	主に重症心身障害児が通所する事業所に配置すべき機能訓練担当職員が、機能訓練を行わない時間帯は置かなくてもよいこととなったが、機能訓練が必要な子どもがいない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてよいか。	重症心身障害児に対する機能訓練については、必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要ではない子どもがいることは想定されていません。 なお、機能訓練担当職員は、通所支援計画に応じて適切に配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事業所の都合により、通所支援計画が作成できない等の状況は防いでください。

◆看護職員

No	質問	回答
1	主に重症心身障害児以外が通所する事業所において、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合、看護職員を配置する以外の方法はあるか。	次のいずれかに該当する場合は、看護職員の配置は必要ありません。 ◆医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、医療的ケアを行わせる場合 ◆喀痰吸引等のみを必要とする子どもが利用する場合に介護福祉士を置いた場合、又は特定行為のみを必要とする子どもが利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合
2	准看護師は看護職員に含まれるか。	含まれます。看護職員の要件については、保健師、助産師、看護師、准看護師の資格が必要です。（P14参照）

◆人員配置

No	質問	回答
1	従業員の配置について、営業時間とサービス提供時間が異なる場合、どちらの時間に配置する必要があるのか。	営業時間内に配置する必要があります。（運営規程に定める営業時間とは、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であるため。）
2	有給休暇等の取得の影響により、加算取得に必要な要件を満たさなくなった場合、加算取り下げの届出をする必要はあるか。	有給休暇等の取得については、労働基準法に規定されている制度であることから、有給休暇等の取得により一時的に加算の要件を満たさなくなった場合に加算取り下げの届出をする必要はありません。 ただし、より質の高い療育を提供するために配置基準以上の職員を配置し、それに伴う加算（給付費）を取得している趣旨を十分に理解したうえで運営に努めてください。
3	保育所等訪問支援の訪問支援員について、児童発達支援及び放課後等デイサービスの職員として兼務することは可能か。	訪問支援員が管理者及び児童発達支援管理責任者を一人で兼務することはできませんが、それ以外の職種であれば兼務は可能です。
4	当事業における「常勤」とはどのような定義か。	「常勤」とは、法人等で定める常勤の従業員が勤務すべき時間のこと。（1週間に勤務すべき時間が32時間を下回る場合は、32時間を基本とします。）
5	当事業における「営業時間（営業時間を通じて配置）」とはどのような定義か。	「営業時間」とは事業所の運営規程で定める営業時間のことです。（配置基準で定められる人員については、この営業時間を通じて配置する必要があります。）

(2) 設備基準

◆発達支援室等

No	質問	回答
1	定員 10 名の児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施するにあたり、発達支援室の広さが 25 m <sup>2</sup> しかないか認められるか。	定員 10 名の場合、発達支援室の面積は 30 m <sup>2</sup> (1 人当たり 3 m <sup>2</sup> 以上) 以上を基本としているため、25 m <sup>2</sup> の申請では指定できません。
2	発達支援室が廊下を挟んだ 2 室で 30 m <sup>2</sup> 以上ある場合、認められるか。	原則、発達支援室として 1 室で 30 m <sup>2</sup> 以上の広さが望ましいですが、2 部屋に分かれていても理由により認める場合があります。ただし、この場合は、次の項目を満たす必要があります。 a) それぞれの部屋で利用できる人数は、延べ床面積を 30 m <sup>2</sup> で割った人数のみ利用すること。 b) 児童の安全面を考慮し、最低 2 名の人員基準に 1 名の従業員を加え配置をすること。 【注】2 部屋に分かれていなくても、L 字型など死角が生じる形状の場合は、最低 2 名の人員基準に 1 名の従業員を加え配置をすること。
3	発達支援室以外で備えるべき設備は何か。	相談室、事務室、静養室（静養スペース）、手洗い設備、トイレ、その他子どもの利用に適した設備を設けること。各設備に関する注意事項等については、P 28 を参照してください。
4	相談室と静養室は兼用が可能か。	相談室と静養室の使用目的が異なりますので、兼用はできません。 静養室は子どもが一時的な興奮状態に至った場合等にクールダウンの目的でご活用いただく居室です。様々な刺激を遮断できる空間づくりをお願いします。 相談室は保護者が気軽に相談できる環境整備をお願いしており、相談者の顔が見えないことや声が聞こえにくいような秘匿性の高い空間づくりをお願いします。
5	市条例で定められている基準のほかにも守るべき基準はあるか。	国から示されている児童発達支援及び放課後等デイサービスガイドラインに記載されている内容をはじめ、国や大阪府から発出される各種通知などに基づき運用する必要があります。
6	事業実施予定の建物の建築検査済証（以下「検査済証」という。）がない場合は指定されないのか。	検査済証（写し）の提出については、子どもが安全にサービスを利用するために、建築基準法に適合した建物であることを確認するためです。確認できない場合、指定できません。 検査済証（写し）の提出ができない場合は、検査済証の交付記録を確認し当市が発行する証明書をご提出ください。
7	事前協議の時点で物件の賃貸借契約を締結しておく必要があるか。	必ずしも賃貸借契約をしておく必要はありませんが、事業者自身で実施する事業の基準が満たされていることを確認し、平面図を提出する必要があります。 なお、事前協議において設備基準等が満たされていないなどの理由により、予定物件で事業を実施することが認められない場合がありますのでご注意ください。
8	建物の改修工事等については、いつ実施すればよいか。	建物の改修・新築工事については、事前協議期間が延びる可能性もありますので、事前協議完了後に実施してください。
9	事前協議前に物件に関しての相談には応じていただけるか。	あらかじめ事業者自身で設備基準等を満たしているかご確認いただき、実際に事業所として使用するかたちに落とし込んだ図面が提出されたものだけに相談に応じます。（この相談をもって物件の契約や指定することを確約するものではありません。）

### Ⅲ. 人員配置に関する加算について

令和6年度（2024年度）障害福祉サービス等報酬改定により新たに複数の加算及び加算要件が加わりました。以下に概要をお示ししますが、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係告示、通知、事務連絡等で必ずご確認ください。

#### (1) 児童指導員等加算加算

：基準配置に加えて児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置（常勤専従又は換算）

- ・本加算は常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図ることを目的としています。
- ・算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、営業時間を通じて事業所で直接支援にあたってください

#### ◇加算の区分について **見直し**

【新要件】

＜通所支援事業所（障害児）＞	
児童指導員等を配置	
常勤専従・経験5年以上	187単位/日
常勤専従・経験5年未満	152単位/日
常勤換算・経験5年以上	123単位/日
常勤換算・経験5年未満	107単位/日
その他の従業者を配置	90単位/日

【旧要件】

＜通所支援事業所（障害児）＞	
理学療法士等を配置	187単位/日
児童指導員等を配置	123単位/日
その他の従業者を配置	90単位/日

※単位数は定員10名の場合

※新加算の【経験】は児童福祉事業（幼稚園、特別支援教育を含む）に従事した経験年数

#### ◇対象となる従業者 **見直し**

【新要件】

児童指導員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員</li> <li>・保育士</li> <li>・理学療法士</li> <li>・作業療法士</li> <li>・言語聴覚士</li> <li>・手話通訳士</li> <li>・手話通訳者</li> <li>・特別支援学校免許取得者</li> <li>・心理担当職員（心理学修了等）</li> <li>・視覚障害児支援担当職員（研修修了等）</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者</li> </ul>
その他の従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の従業者（従前の「指導員」含む）</li> </ul>

【旧要件】

専門職員（理学療法士等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理学療法士</li> <li>・作業療法士</li> <li>・言語聴覚士</li> <li>・心理指導担当職員</li> <li>・保育士</li> <li>・国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者</li> </ul>
児童指導員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員</li> <li>・手話通訳士</li> <li>・手話通訳者</li> <li>・その他の従業者で強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者</li> </ul>
その他の従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の従業者（従前の「指導員」含む）</li> </ul>

(2) 福祉専門職員配置等加算

◇加算の区分について

区分	対象となる従業者			
	新（令和3年報酬改定以降）	旧		
I	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士</li> <li>介護福祉士</li> <li>精神保健福祉士</li> <li>公認心理師</li> </ul>	左記の者で、 常勤の児童指導員 (保育士は含みません)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士</li> <li>介護福祉士</li> <li>精神保健福祉士</li> <li>公認心理師</li> </ul>	左記の者で、常勤の児童指導員 又は 障害福祉サービス経験者 (保育士は含みません)
II				
III	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導員</li> <li>保育士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導員</li> <li>保育士</li> <li>障害福祉サービス経験者</li> </ul>		

※基準上配置が必要な従業者のみを対象としているため、「その他の従業者」は対象外となります。

(3) 専門的支援体制加算 : 基準配置に加えて理学療法士等を1以上配置(常勤換算)

・本加算は、理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的支援の強化を図ることを目的としています。

◇加算について **見直し**

【新要件】

専門的支援体制加算

＜通所支援事業所（障害児）＞  
123単位/日  
※基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

※単位数は定員10名の場合

【旧要件】

専門的支援加算

＜通所支援事業所（障害児）＞  
理学療法士等を配置 187単位/日  
児童指導員を配置 123単位/日  
※基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

特別支援加算

54単位/回  
※理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）

◇対象となる従業者 **見直し**

【新要件】

理学療法士等	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士</li> <li>作業療法士</li> <li>言語聴覚士</li> <li>保育士(※)</li> <li>児童指導員(※)</li> <li>心理担当職員(心理学修了等)</li> <li>視覚障害児支援担当職員(研修修了等)</li> </ul> <p>※保育士及び児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事し、勤務経歴について実務経歴証明書にて証明されたものに限りです。</p>
その他の従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の従業者(従前の「指導員」含む)</li> </ul>

【旧要件】

区分	児童発達支援	放課後等デイサービス
専門職員(理学療法士等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士</li> <li>作業療法士</li> <li>言語聴覚士</li> <li>心理指導担当職員</li> <li>国リハ視覚障害学科履修</li> <li>保育士(5年以上児童福祉事業に従事した保育士に限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士</li> <li>作業療法士</li> <li>言語聴覚士</li> <li>心理指導担当職員</li> <li>国リハ視覚障害学科履修</li> </ul>
児童指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導員(5年以上児童福祉事業に従事した児童指導員に限る)</li> </ul>	—

(4) 専門的支援実施加算 : 理学療法士等を配置

・本加算は、理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的な支援の強化を図ることを目的としています。

◇加算について **新設**

150単位/回(原則月4回を限度)  
※理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合(専門的支援体制加算との併算定可能)

◇対象となる従業者

理学療法士等	・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・保育士(※) ・児童指導員(※) ・心理担当職員(心理学修了等) ・視覚障害児支援担当職員(研修修了等)
	※保育士及び児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事し、勤務経歴について実務経験証明書にて証明できる者に限ります。

※個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行う必要があります。

※計画の作成・見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得てください。

※専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はありませんが、30分以上を確保してください。

※支援を実施し、加算を算定する際には、対象児ごとの支援記録を作成してください。

(5) 看護職員配置加算 : 医療的ケアスコアの合計数・看護職員の加配

・本加算は、一定の基準を満たす重症心身障害児を受け入れるための体制を確保し、重症心身障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を提供することを目的としています。

区分	加配	ケアスコア	情報公表
I	1名以上加配 ※常勤換算	医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上になること。 ※豊中市に届出した場合のみ算定可	医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨をインターネット等で公表していること。
II	2名以上加配 ※常勤換算	医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上になること。 ※豊中市に届出した場合のみ算定可	医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨をインターネット等で公表していること。

(6) 個別サポート加算 I (児童発達支援)

・本加算は、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させることを目的としています。

◇加算について **見直し**  
【新要件】

<児童発達支援事業所(障害児)>  
個別サポート加算(I) 120単位/日  
※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合



【旧要件】

<通所支援事業所(障害児)>  
個別サポート加算(I) 100単位/日  
著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児(乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当)に対して支援を行った場合

## (7) 個別サポート加算Ⅰ〔放課後等デイサービス〕

・本加算は、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させることを目的としています。

◇加算について **見直し**

【新要件】

＜放課後等デイサービス事業所（障害児）＞  
個別サポート加算（Ⅰ） 90単位/日  
※ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合

＜放課後等デイサービス事業所（障害児）＞  
個別サポート加算（Ⅰ） 120単位/日  
※ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合

【旧要件】

＜通所支援事業所（障害児）＞  
個別サポート加算（Ⅰ） 100単位/日  
※著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児（乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当）に対して支援を行った場合



## (9) 強度行動障害児支援加算〔居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援〕

・本加算は、強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実させることを目的としています。

◇加算について **新設**

200 単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（**実践研修**）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（**基礎研修又は実践研修**）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

※実践研修修了者又は基礎研修修了者による支援計画シート等に基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が 1 月に 1 回以上当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認してください。（訪問して行うことを基本とし、状況に応じてオンラインや記録等によることも可）

※支援計画シートについては、3 月に一回程度の頻度で見直しを行う必要があります。

## (10) 強度行動障害児支援加算〔児童発達支援〕

・本加算は、強度行動障害を有する児への支援を充実させることを目的としています。

◇加算について **見直し**

【新要件】

＜児童発達支援事業所（障害児）＞  
200 単位/日  
※強度行動障害支援者養成研修（**実践研修**）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

【旧要件】

＜通所支援事業所（障害児）＞  
155 単位/日  
※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して支援を行った場合



※実践研修修了者を 1 以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成すること。

※支援計画シートについては、3 月に一回程度の頻度で見直し行うこと。

(11) 強度行動障害児支援加算Ⅰ・Ⅱ (放課後等デイサービス)

・本加算は、強度行動障害を有する児への支援を充実させることを目的としています。

◇加算について **見直し**

【新要件】

＜放課後等デイサービス事業所（障害児）＞  
強度行動障害児支援加算(Ⅰ)  
(児基準 20 点以上) 200 単位/日  
※強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準 20 点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

【旧要件】

＜通所支援事業所（障害児）＞  
155 単位/日  
※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準 20 点以上)に対して支援を行った場合



＜放課後等デイサービス事業所（障害児）＞  
強度行動障害児支援加算(Ⅱ)  
(児基準 30 点以上) 250 単位/日  
※強度行動障害支援者養成研修(中核的人材養成研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準 30 点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

※実践研修修了者を1以上配置(常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可)し、支援計画シートを作成  
※支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこと。  
※配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援(基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと)

XIV. 報酬区分について

(1) 児童発達支援(未就学児等支援区分)

令和6年度報酬改定による変更点はありません。

区分1	未就学児の延べ利用人数を全利用児童(児童発達支援を利用する児童)の延べ利用人数で除して得た数が <b>70%以上</b>
区分2	未就学児の延べ利用人数を全利用児童(児童発達支援を利用する児童)の延べ利用人数で除して得た数が <b>70%未満</b>
非該当	児童発達支援センター、主として重症心身障害児を対象とする事業所

※児童発達支援における未就学児以外の児童とは、高校に進学していない、高校を中退した子どもなど、放課後等デイサービスの対象にならないため、児童発達支援を利用している児童等です。

※算定方法については、前年度(4月1日～翌年3月31日)の延べ利用人数により、全利用児童(児童発達支援を利用している児童のみ)に占める未就学児の割合を算出し、当該年度の報酬区分を算定します。

(2) 医療的ケア児に係る基本報酬(主として重症心身障害児以外が通所する事業所)

医療的ケア区分	医療的ケアスコア	医療的ケア児：看護職員数の配置割合
Ⅲ	32点以上	1：1
Ⅱ	16点以上	2：1
Ⅰ	3点以上	3：1
非該当(従来の基本報酬のみ)	—	—

※当該基本報酬算定にかかる詳細な取扱いについては、「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(児童発達支援・放課後等デイサービス) Vol.2 (令和3年5月19日)」を参照してください。



豐中市